

子どもたちの健やかな成長のために

(いじめ防止^{けいはつ}啓発資料)

板橋区立下赤塚小学校

皆様へ

子どもたち一人ひとりが安心して楽しく学校生活を送れるようにしていくためには、大人が子どもたちに適切にかかわり、子どもたちがよりよい人間関係をつくる必要があります。

そのために下赤塚小学校では、授業だけでなく、学校生活を通して、お互いを^{たが}尊重^{そんちよう}し合うこと、仲間の大切さなど、人とのかかわりを学べるよう様々なことに取り組んでいます。

そして何より、よりよい人間関係をつくるためには、保護者の^{みなさま}皆様や地域の皆様と手を携^{たずさ}え、子どもたちを温かく見守り、子どもたちの心を育てていくことが大切です。

本リーフレットを通して、保護者の皆様と下赤塚小学校とが、子どもたちの健やかな成長について共に考えていければと願っています。



いじめとは？

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」

「いたずら」や「いじわる」、^ば場を^も盛り上げようと「いじる」ことも、^う受けた側が^{がわ}どう^う受け止めるかによって、すべて「いじめ」になります。

^{しんせつ}親切のつもりで^{ちゅうい}注意したこともいじめなのかな？



いじめとは？

たとえば・・・

Aさんは、何も
はつげん
発言していないな。

グループとして意見
いけん
をまとめます。

はつげん
発言することが
にがて
苦手なのに、無理
やり言わせないで
ほしい・・・

Aさんも、グルー
プの一員として、
いちいん
何かいいなよ。



ほんにん くつう かん
本人が苦痛を感じていたら
「いじめ」です



ほんにん おも つた こうい
本人のためを思って伝えたことも、好意からの
はつげん う がわ う
発言も、受けた側の受け止め方によって「いじ
め」になります。

ほんとう あいて
下赤塚小学校では、子どもたちに、本当に相手
いや しどう
に嫌な思いをさせていないか、考えさせる指導
をしています。

コラム

「いじめの定義は変わったの？」

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ます。

いじめ防止の法律が公布され、わたしたち大人が子どもであった頃は、友達同士のトラブル、ケンカであったことが、現在では、場合によって「いじめ」となります。これは、受けた側が心身に苦痛を感じているかどうかによるからです。極端に言うと、児童の数だけ、いじめが起こる可能性があるということです。さらに、いじめを訴えた側（被害側）に対して、相手側（加害側）も同時に被害を訴える場合も考えられます。

小さいいじめの芽を見逃さず、行為の対象となった子どもの立場に立って、嫌だと感じていることを解消し、よりよい人間関係をつくっていくことが大切です。

ちょっかいをしたり、されたりすることもいじめになるのかな。

（急におされ）
ギャーツ やめて！

この間の
しかえ
仕返しだ！



いじめは、行為の対象となった子どもが心身に苦痛を感じているかどうかによります。

たとえ、お互いにちょっかいを出し合う関係であっても、苦痛を感じている関わり方であれば、「いじめ」になります。



いじめにどう対応する？

子どもは…



いじめを^{ふせ}防ぎ、いじめられた人を守るための^{ほうりつ}法律
があります。「いじめ^{ぼうしたいさくすいしんほう}防止対策推進法」

《いじめの^{ていぎ}定義》

第2条 「いじめ」とは、^{じどうとう}児童等に対して、(中略) 他
の^{じどうとう}児童等が行う^{しんりてきまた}心理的又は^{ぶつりてき}物理的な^{えいきょう}影響を与える
行為(インターネットを通じて行われるものを含む。
こくい)であって(中略) ^{しんしん}心身の^{くつう}苦痛を感じているものを
いう。

《いじめの^{きんし}禁止》

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

など

もしもいじめられたら・・・

○いじめから守ってくれる大人(家族や学校の先生、スクールカウンセラー)
^{そうだん}に相談しよう。

○^{ともだち}友達に^{そうだん}相談しよう。

○いじめがなくなるまで、^{なんど}何度でも^{そうだん}相談しよう。

あなたがだれかをいじめているとしたら・・・

○すぐにやめよう。

○やめたくても、自分もいじめられるかもしれないといった^{ふあん}不安などからやめ
られないときは、^{おとな}大人(家族や学校の先生)に^{そうだん}相談しよう。

だれかがいじめられているのを見たら・・・

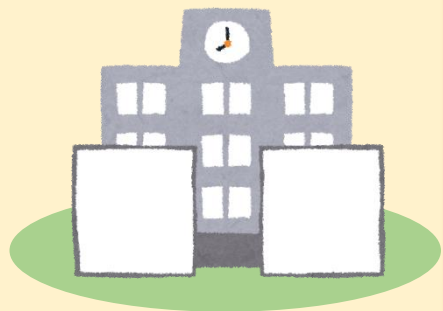
○^{がっこう}学校の^{せんせい}先生に^{そうだん}すぐに相談しよう。

○いじめられている人^{さき}を支えてあげよう。

○^{ゆうき}勇気を出して、いじめを止めよう。

いじめにどう対応する？

学校は…



- いじめを防止するための基本的な指針となる「学校いじめ防止対策基本方針」を策定し、公表しています。
- いじめ問題に対応するために、「学校いじめ対策委員会」を設置しています。
- いじめを早期に発見するために、アンケート調査や個別面談等を実施しています。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して、教育相談体制を充実させています。

いじめが起こったら・・・

- 担任の先生等を窓口として、学校や家庭、関係機関等が連携して対応します。
- いじめの相談を受けた先生や、いじめを発見した先生は、その内容を「学校いじめ対策委員会」において、校長先生をはじめとして、学校内で共有します。
- まず、いじめを受けた子どもを保護し、いじめを受けた子どもの不安や心配をしっかりと受け止めます。
- いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもに話を聞いたり、場合によっては、クラスの子どもたちへのアンケートや聴き取りなどを行ったりして、正確な事実を把握します。
- いじめを行った子どもに対して、自分の行いの非に気付かせ、反省の気持ちをもたせるよう指導していきます。
- いじめを解消するのはもちろん、今後の学校生活の中で、どのように関わればよりよい関係を築くことができるか話し合います。

いじめの解消には、「いじめに係る行為が相当の期間（3か月間を目安）止んでいること」、「被害の子どもが心身の苦痛を感じていないこと」という2つの条件を満たす必要があります。「謝罪した」、「仲直りした」など、表面的かつ安易な判断により、被害の子どもへの対応を終えてしまうことがないようにします。

いじめにどう対応する？

御家庭では…



○子どもが自身で人間関係を築いていくために、子どもが自ら解決すべきこと、保護者の支援しえんが必要なことを相談していきましょう。

○「自分の子どもがいじめられていないか」が気になる場所ですが、「自分の子どもがいじめられていないか」と考えることも大切です。

○子どもを見守る大人として、自分の子どもが集団の中でどのような様子なのか、子どもをよく知ることが大切です。

保護者は、(中略)その保護する子どもに対し、いじめを行ってはならないことを十分に理解させるとともに(中略)必要な指導を行うように努めるものとする。「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例 第6条」

いじめが起これたら・・・

○子どもの話だけで判断せず、担任や保護者の仲間に相談しましょう。板橋区教育委員会や東京都にも相談窓口があります。

○いじめの問題について、子どもから相談を受けたら、子どもの意思や考えを尊重そんちょうし、気持ちに寄り添よって考えることが大切です。

○いじめられている場合は、親にとって子どもは大切な存在であることを伝えながら、無理に聞き出そうとせず、子どもが安心して話せるようになるまで、温かく見守っていくことも大切です。

○いじめている場合は、子どもとの対話の時間が大切です。「あなたのことが大切だ」ということを前提に、いじめがいかにかに人の心を傷つけるかを話し、子どもの成長を信じて、反省を促うながしましょう。

○いじめを受けた場合、保護者として許せない気持ちになることは当然です。学校は、いじめた子どもに対して、自身の行いの非ひに気付かせ、反省の気持ちを醸成じょうせいしていきます。そのためには、関係する大人の協力や連携れんけいが大切です。

いじめは、背景や要因、子どもを取り巻く環境など、一件ごとに状況は異なります。こちらに記載した「いじめが起これたら…」は、1つの例としてお読みください。大切なのは、『こども基本法』の理念にも示されているとおり、全ての子どもに寄り添って対応することです。

いじめの重大事態とは？

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法 第28条」

💡 いじめの重大事態への対応は、いじめ^{こうい}行為をやめさせるとともに、いじめ行為の事実関係を可能な限り調べ、今後、同じようないじめが起こらないように^{ぼうしさく}防止策を講じることが目的です。

いじめの重大事態とは？

生命、心身に重大な被害の例

- リストカットなどの自傷行為じしょうこういや自殺きとを企図した
- 暴力を受け、大きな怪我けが（骨折こっせつ、脳震盪等のうしんとう）を負った
- 刃物はものでさされそうになった
- 心的外傷後ストレス障害しんてきがいしょうごと診断しょうがいされた
- 嘔吐おうとや腹痛ふくつうなどの心身性の身体反応が続いた
- 多くの人の前でズボンや下着ぬを脱がされた

等

財産に重大な被害の例

- 複数の子どもからお金を渡すよう強要され、総額1万円を渡した
- スマートフォンを故意こわに壊された

等

不登校や転校となった例

- クラスの友達からの厳しい言葉が原因となり、不登校となった
- 部活動でチームメートから厳しい言葉きびをかけられたり、冷たい態度をされたりしたため、転校した

等



どう対応する？

学校の対応

- いじめを受けている子どもの保護を最優先に行います。
- 学校いじめ対策委員会を開催し、どのように対応をしていくか方針を決めます。
- 教育委員会に報告し、協力を仰ぎます。
- 犯罪行為として取り扱う場合は、警察に相談し、連携して対応します。



事実関係の確認と再発防止のため、調査（※）を始めます

- 「いじめを受けたとされる子どもと保護者」や「いじめをしたとされる子どもと保護者」に右の内容を説明して理解を得ます。
- 説明したことを基にアンケートや聞き取りなどで調査します。
- いじめをした子どもを指導し、その保護者にも連絡をして協力を得ます。
- 学校の対応にも問題はなかったか調べます。
- 調査で分かった事実を基に、いじめの発生原因を分析します。
- 特定できたいじめの発生原因から再発防止のための取組を考えます。
- いじめを受けた子どもと保護者に調べたことや原因、再発防止の取組などを説明します。また、いじめをした子どもの保護者にも同様に説明します。
- 再発防止の取組を行い、経過を観察し、定期的に保護者へ連絡します。

<事前説明の内容>

- ・調査の目的
- ・調査する人たち
- ・調査の時期と期間
- ・調査する内容
- ・調査の方法
- ・調査結果の伝え方

※調査は関係者の任意の協力で行うものです。警察による捜査のような強制力はありません。調査を行っても、事実関係を明らかにできないこともあります。また、調査を行うのは、学校内の組織または教育委員会内の組織となります。ケースごとに異なり、教育委員会が決定します。

どう対応する？

御家庭での対応例

保護者として、不安な気持ちや許せない気持ちなど、さまざまな感情が溢れてくることは当然です。気持ちを整理するまで時間がかかってしまうと思います。そんな時は、率直に今の気持ちを教員やスクールカウンセラー、各種相談機関かくしゅそうだんきかんに話してください。板橋区教育委員会や東京都にも相談窓口そうだんまどぐちがあります。



いじめ問題を解決していくためには、いじめが発生した集団に所属するすべての子どもたちと保護者の協力が必要です。

解決に向けて一緒に考えていきましょう。

○いじめの重大事態の調査や対応は、「いじめをした子どもを罰するばつ」、「不十分な対応を行った教職員を罰するばつ」といった処罰しよばつするために設けられたものではなく、いじめをした子どもへの指導を行い、よりよい人間関係を築けるよう成長を支えていくとともに、調査を通して学校の取組を検証し、二度と同様のいじめを起こさせないためにどうすることが必要かを考えることが目的です。

○いじめを解消し、子どもたちの健やかな成長に向けて、学校が行う調査に御理解ごりかいと御協力ごきょうりょくをいただくなど、学校と家庭とが連携れんけいをすることが大切です。

○いじめの解消に向けて、子どもの意思や考えを尊重そんちようし、子ども自身がどうしたいかを引き出すなど、気持ちに寄り添って一緒に考えてあげることが大切です。

コラム

『子どもにとって、いじめは相談しにくいもの・・・』

- ・ 最近元気がなく、表情がさえない
- ・ 話しかけるのを嫌がる
- ・ 持ち物がよくなる
- ・ 原因不明の体の傷きずや持ち物の汚れよごがある
- ・ イライラすることが増えた
- ・ 頻繁ひんぱんにお金をねだる
- ・ 友達からの連絡れんらくに対して表情が暗い
- ・ 登校いを嫌がる、体調不良で休みたがる など



お子様の様子で気になることがあれば、まずは学校に相談してください。

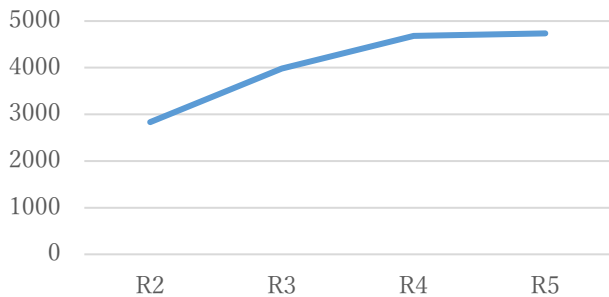


校内のスクールカウンセラー、各種相談機関かくしゆそうだんきかんにも相談できます。

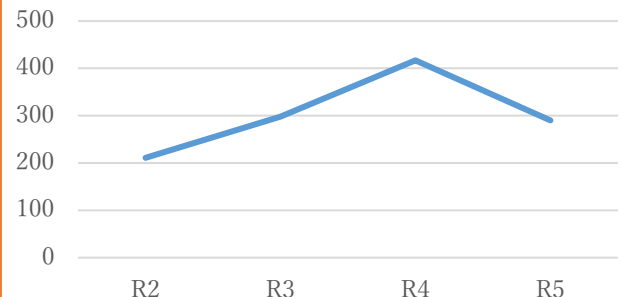
板橋区教育委員会や東京都にも相談窓口そうだんまどぐちがあります。

コラム 『いじめって増えているの？（いじめの認知件数）』

板橋区におけるいじめの認知件数
(小学校)



板橋区におけるいじめの認知件数
(中学校)



板橋区立小学校と中学校のいじめの認知件数の合計

『令和5年度 板橋区「暴力行為」「いじめ」「不登校」の状況に関する調査』より

文部科学省の『令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果』によると、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、732, 568件（前年度681, 948件）であり、前年度に比べ50, 620件（7.4%）増加しました。

板橋区立学校のいじめ認知件数の合計については、中学校において、令和4年度に比べわずかに減少しましたが、小中学校を合わせると5000件を超える状況で、全体的には増加傾向です。

このことは、いじめの深刻な状況が続いていることを示す一方で、どのようないじめも見逃さないという意識が学校に浸透してきた結果と捉えることもできます。

いじめ対応において重要なのは、未然防止はもちろんですが、早期発見と解消に向けた指導です。

かけがえのない子どもたちをいじめから守りましょう！



そうだんまどぐち
相談窓口

下赤塚小学校 ☎03-3939-0396
月曜日～金曜日 7:30～17:30

いたばしくきょういくそうごうそうだん
板橋区教育総合相談 ☎03-3579-2199
月曜日～金曜日 9:00～17:00

板橋区いじめ110番 ☎03-3964-1370
月曜日～金曜日 9:00～17:00
夜間及び土日祝日は留守番電話対応るすばんでんわたいおう

とうきょうとくきょういくそうだん
東京都教育相談センター
とうきょうと そうだん
「東京都いじめ相談ホットライン」
☎0120-53-8288
24時間受付じかかんうけつけ

とうきょうとじどうそうだん
東京都児童相談センター
とうきょうこども
「東京子供ネット」 ☎0120-874-374
平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00
へいじつ どにちしゅくじつ

けいしちょう しょうねんそうだんかかり
警視庁 少年相談係
「ヤング・テレホン・コーナー」
☎03-3580-4970
月～金 8:30～17:15 専門の担当者 (心理職・警察官) に対応
夜間・土日祝日・年末年始 宿直の警察官に対応
せんもん たんとうしゃ しんりしよく けいさつかん たいおう
やかん どにちしゅくじつ ねんまつねんし しゅくちよく けいさつかん たいおう

とうきょうとくきょういくそうだん もんぶかがくしょう いたく
東京都教育相談センター (文部科学省より委託)
じかかんこどもえすおーえす
「24時間子供SOSダイヤル」
☎0120-0-78310
24時間対応じかかんたいおう